

第2部会のヒアリング項目

補助事業

No.	対 象	ヒアリング項目	回 答	所 管
1	<p>個別目標Ⅱ-1 一人ひとりが個人として互いに尊重しあうまち</p> <p>補助事業4 男性の育児・介護サポート企業認定モデル事業</p>	<p>①ワークライフバランスについては、この度関連法整備が進み、新しいステージになりました。そのことを踏まえ、区としては計画事業と併せて補助事業のあり方をどのように見直していくのか。</p> <p>②ワークライフバランス推進企業の対象範囲をどう見込んでいるのか。また、実績のシェアはどうか。</p> <p>③予算枠に達しないことはどこに理由があるのか。</p> <p>④計画事業のワークライフバランスの推進がまずあって、その後の補助金という性格になっているが、計画事業との整合性、本補助金の広報活動はどのように実施しているのか。</p>	<p>①22年6月30日に、改正育児・介護休業法が完全施行となり、特に男性の育児・介護休業取得促進に向けた法整備は進んでいます。しかしながら、制度の活用がどの程度進んでいくかは、今後慎重に見極める必要があります。そのため、計画事業であるワーク・ライフ・バランスの推進と併せて、男性の働き方の見直しについても取り組んでいきます。</p> <p>②区内に事業所のある大企業及び中小企業を対象にしています。ワーク・ライフ・バランスについて区内で様々な取り組みをしている企業を認定し、ワーク・ライフ・バランス推進企業を支援しています。また、これからワーク・ライフ・バランスに取り組もうとする企業の模範になる効果も期待しています。なお、これまでの認定企業24社のうち、大半は中小企業となっています。</p> <p>③区内中小企業において、男性従業員の育児・介護休業取得が進まない理由として、就業規則等の整備状況、職場の雰囲気、経営者の意識、個人の意識等、様々な理由が複雑に絡み合っていることが考えられます。</p> <p>④本補助事業は、区内中小企業におけるワーク・ライフ・バランス推進の意識を高め、さらには醸成、実践するための手段として考えています。広報活動は、広報しんじゅく、区ホームページ、東京商工会議所新宿支部会員への一斉ファックスや区が実施するワーク・ライフ・バランスセミナーでの案内周知などにより行っています。</p>	<p>男女共同 参画課</p>
2	<p>個別目標Ⅱ-2 子どもの育ち・自立を地域でしっかり応援するまち</p> <p>補助事業5 プレイパーク活動の推進</p>	<p>①この6年間でシステムが定着してきていると聞けが、活動可能な場所の要件などから地域格差が生じていないか。</p> <p>②プレイパーク協議会の設置の経過や運営、区との関連は、具体的にどのようなものなのか。</p> <p>③より効果を発揮できる方向での検討が必要ではないか</p>	<p>①平成22年度は戸山、四谷、西新宿、落合に加え牛込地区白銀公園で開始されました。実施場所は一定の地域に集中することなく、各地域にバランスよく点在しています。</p> <p>②協議会は、各地域で個別に活動してきたプレイパークの各団体が、それぞれの活動の一層の充実を図りながら、協力体制について話し合っていくために平成18年度に設置されました。協議会の委員は各プレイパーク活動団体の所属メンバーで構成されています。また、区も運営委員会に出席し、今後の運営や啓発活動の展開等について話し合いを行っています。</p> <p>③プレイパーク協議会の啓発活動を通じて、プレイリーダーの養成や地域の方への周知を図ることにより、地域での活動を広げていきます。また、区も関係機関と連携を図りながら広報活動等の支援をしていきます。</p>	<p>子どもサー ビス課</p>

第2部会のヒアリング項目

補助事業

No.	対 象	ヒアリング項目	回 答	所 管
3	<p>個別目標Ⅱ-2 子どもの育ち・自立を地域でしっかり応援するまち</p> <p>補助事業6 民間学童クラブ利用料助成</p>	<p>①予算では204件と想定しているが、204件とはどのような設定なのか。</p> <p>②民間学童クラブの利用率はどのような状況か。また、学童クラブの需要超過と民間学童クラブへの誘導実態はどのような状況なのか。</p> <p>③対象者に対して適正な補助が行われているかについて、評価シートからは確認できない。具体的な流れはどのようなものなのか。</p> <p>④執行率が低くてもB評価としている理由は</p> <p>⑤計画事業との関係はどのように考えているのか</p>	<p>①学童クラブ登録児童総定数の中から、要件に該当する児童数を一定割合かけたものです。具体的には、生活保護世帯を1件、非課税世帯と兄弟減額世帯を2世帯ずつ(児童登録数が多い1所の学童クラブについては3世帯)と考えました。1世帯につき12件(月)の助成を行うため、それらに乗じて204件としました。</p> <p>②平成22年4月1日現在の登録児童数は、定員106名に対し112名となっています。区が運営する学童クラブの需要超過については、民間学童クラブへの誘導により解消しつつあります。なお、民間学童クラブについては、「放課後児童健全育成事業ガイドライン」に基づく定員1名1.65㎡の基準を守ることを運営助成の要件としているため、区が運営する学童クラブと逆に、待機児童が発生しています。</p> <p>③助成申請書を区役所に提出(窓口で記入)→交付可否の決定(課税状況の確認、兄弟入所の実態確認等)→申請者宛交付決定の通知→助成金の請求(利用学童クラブからの利用料金領収書添付)→助成金振込み、という流れです。</p> <p>④執行率についてはあくまでも予算作成のための積算資料となります。該当児童世帯数が必ずしも総定数になるとは限らず、補助要件該当者が申請しているものと判断したため、B評価としました。</p> <p>⑤第一次実行計画のなかで、11『子どもの居場所作りの充実』、枝事業②「学童クラブの充実」に位置づけられています。</p>	<p>子どもサービス課</p>

第2部会のヒアリング項目

補助事業

No.	対象	ヒアリング項目	回答	所管
4	<p>個別目標Ⅱ-2 子どもの育ち・自立を地域でしっかり応援するまち</p> <p>補助事業7 地区青少年育成委員会活動への支援(事業助成)</p>	<p>①地域社会の青少年の健全育成を図るため、4つの事業を定めているが、新宿区の健全育成上の課題をどう把握しているのか。</p> <p>②各課題に対応する事業が、どのように展開されているのか。</p> <p>③各地区協議会の部会との競合はないのか。</p> <p>④行事活動の偏重傾向はないのか。</p> <p>⑤団体における地域ぐるみの諸活動に対する包括的な補助金のあり方、各年度の計画に対する申請額の妥当性をどのように検証しているのか。</p> <p>⑥基準額847,000円はどのような根拠で算出されたのか。また、バス代補助の実績報告について、実支出額との比較はどうしているのか。</p> <p>⑦事業開始より38年継続しているが、自立を求めず永久助成をしていくのか。また、参加費の自己負担及び事業全体に対する自主財源についてどのように考えているのか。</p> <p>⑧平成22年3月策定の「新宿区次世代育成支援計画」の中で具体的な連携活動は可能か。可能であればどのような事業か。</p> <p>⑨青少年の健全育成の対象として、引きこもり・いじめ・虐待・自立支援などを視野に入れた活動展開をしているのか。</p>	<p>①学校や学年の枠を超え、子どもたち同士が交流できる場をつくり、併せて地域の大人と子どもが顔見知りになって、地域で青少年の健全育成に取り組むことが必要であると考えています。また、地区青少年育成委員会会長会・地区青少年育成委員合同研修を通じて、地域の課題を話し合い把握しています。</p> <p>②地区青少年育成委員です。事業の企画・運営にあたっては、各地区の委員が生活感覚の中でつかんだ子どもたちの課題を、事業の中に反映するようにしています。例えば、室内で携帯ゲーム機などを使っての遊びが多く見られる昨今、「牧場に行こう」という行事を企画し、自然や動物とふれあうと共に、地域の子どもたちに共通の体験をさせ、つながりを持たせるなどの工夫をしています。</p> <p>③地区協議会のメンバーに育成委員会も含まれており、お互いに連携を取り合っています。</p> <p>④大きな偏重はなく、適正な行事活動です。</p> <p>⑤職員が総会や事業に参加するなどして確認しています。また、各特別出張所に育成委員会の事務所を置き、特別出張所が育成委員会の支援窓口になっています。なお、特別出張所とは適宜連携を取り、活動の内容についてその妥当性を把握しています。</p> <p>⑥基準額については、育成委員会の長年の活動経緯をふまえて、この金額に定着しており、妥当と考えます。バス代については、区事業の経費との比較もしています。</p> <p>⑦委員はボランティア活動であり、区の助成を除けば、町会の賛助金だけが収入源です。健全育成事業を継続的に行っていくために助成は必要と考えます。参加費の自己負担については、受益者負担があつてしかるべきと考えており、現状も適正な範囲と認識しています。また、自主財源の増減については常に注目しているところです。</p> <p>⑧「新宿区次世代育成支援計画」の「目標4 安心できる子育て環境をつくります」に位置付けされています。例えば、「4-4 もっと安全で安心なまちづくり」の主な事業である、「緊急避難場所ピーポ110ばんのいえ」では、地域の安全マップを作成したり、新規協力者の呼びかけなどもおこなっています。また、「社会を明るくする運動」においても、その趣旨をふまえて「防犯パトロール」などを実施し、犯罪や非行の防止に尽力しています。</p> <p>⑨事業の企画にはPTAも参加しており、引きこもり・いじめなどを視野に入れた活動内容も含まれています。また、地区青少年育成委員会会長会や地区青少年育成委員合同研修を通じて、区から情報提供を行い、活動の参考にしてもらっています。</p>	子ども家庭課
5	<p>個別目標Ⅱ-2 子どもの育ち・自立を地域でしっかり応援するまち</p> <p>補助事業8 認証保育所開設準備期間施設賃借経費補助</p> <p>【計画事業10 保護者が選択できる多様な保育環境の整備】</p>	<p>①公募を促す努力・広報はどのようにしているか。</p> <p>②上限よりは実際の金額単価が低く、補助期間も短い理由は。</p>	<p>①ホームページにより広く周知しています。また、開設希望事業者には、公募期間中のみならず開設物件等の事前窓口相談や電話での相談を実施しています。なお、相談を受けた際に公募の予定等を伝え、積極的に参入を促すようにしています。20年度は3か所の公募に対して6事業者の申込、21年度は2か所の公募に対して7事業者の申込、22年度は5か所の公募に対して12事業者の申込があり、公募数以上の申込結果となっています。</p> <p>②賃借経費は、認証保育所の公募から開設するまでの6か月間を限度として、既に開設している保育所の中で一番高額の家賃を参考に、1か月当たり200万円を上限に補助金額を設定しました。20年度及び21年度の実績を見ると、ほとんどが改修工事開始から家賃が発生しており、改修工事から開設までの期間が3、4か月程度であることから、不要額が生まれました。なお、この実績を踏まえて見直しを行い、22年度から1か月当たりの経費を上限150万円に変更しました。</p>	保育課

第2部会のヒアリング項目

補助事業

No.	対 象	ヒアリング項目	回 答	所 管
6	<p>個別目標Ⅱ-2 子どもの育ち・自立を地域でしっかり応援するまち</p> <p>補助事業9 認証保育所保護者等の負担軽減 【計画事業10 保護者が選択できる多様な保育環境の整備】</p>	<p>①各施設を通じて保護者に対する補助金を支払いするという事務の流れはどうか。(個人情報保護上の問題はないのか。)</p> <p>②課題で要件の厳格化を述べているが、区は待機児童のすべてを「保育に欠ける」児童であり、「保育を要する」児童には対応しなくても良いと考えているのか。</p> <p>③計画事業との整合性はどのようにしているのか。</p> <p>④効果を発揮していると評価しているが、それと課題とは整合性がつくのか。</p>	<p>①保育料負担軽減補助の請求は、利用者(保護者)が事業者に対して請求を委任しています。委任を受けた事業者が区に請求するしくみになっているので、個人情報保護上の問題はありません。なお、認証保育所においては、事業者と利用者(保護者)が直接利用契約を結んでおり、事業者は利用者(保護者)に対し、補助金相当額を差引いた保育料を請求するという事務の流れとなっています。</p> <p>②認証保育所は、「月160時間以上の利用を必要とする」という補助要件を満たしていれば、所得額を問わず一律に補助が受けられることとしています。今後は、所得額に応じた補助を検討するなど要件の厳格性を高めることで、「保育を要する」児童の中でも真に経済的負担軽減を必要とされている区民に補助を行い、事業の目的をより明確化したいと考えています。</p> <p>③保育料負担軽減事業を含む支援が計画事業となっています。</p> <p>④保育料負担軽減は、施設の利用促進を図るとともに、認可保育園を利用した場合の保育料との格差を縮減し保護者の負担を軽減することを目的としており、施設と月160時間以上の保育契約をしている保護者に対する補助です。</p> <p>認可保育園の待機児童数は20年度60人、21年度70人、22年度83人と増加しており、とりわけ0歳～2歳児にその多くが集中しています。こうした中、認証保育所の設置には、0歳～2歳児の定員を総定員の7割以上という条件を付しています。その結果、保護者への保育料負担軽減事業実施は、区民利用をより促進しており、さらに待機児童解消にも効果を発揮しています。一方で、利用者の所得額にかかわらず、一律同額補助となっている点は課題があると認識しており、今後、保育料負担軽減については保育料全体の見直しの中で検討していきます。</p>	<p>保育課</p>
7	<p>個別目標Ⅱ-2 子どもの育ち・自立を地域でしっかり応援するまち</p> <p>補助事業10 私立幼稚園協議会への事業助成</p>	<p>①私立幼稚園がそれぞれ独立、自主性を重んじて運営されている中で、全体水準の向上のために共通事項の研修を行うことをどのように設定しているのか。</p> <p>②団体補助を事業補助に切替えて、実績の3/4を限度としているが、教職員の資質向上と謳っている事業内容の捕捉はできているのか。</p>	<p>① 新宿区私立幼稚園協議会会則の目的には、「本会は幼稚園教育の重要性にかんがみ、新宿区内私立幼稚園の連帯を密にし、教職員の資質の向上及び園児教育の充実をはかり、幼稚園教育の振興に寄与することを目的とする。」としており、目的の達成のために「教職員の資質向上のための研修」を行うとしています。研修の内容としては、東京都私立幼稚園連合会の実施する、新規採用教員(東京都の委託)、中堅教諭、園長を対象とした研修及び自主事業として、全園の教員を対象とした児童の発達や保育指導に関する講演会など私立幼稚園協議会で内容を精査、計画しています。</p> <p>② 実施内容については、年度当初に事前計画書の提出を受け、補助目的に当てはまる項目を確認しています。また、完了後に提出される実績報告書に記載する、目的、内容、会場、参加人数、経費などの実施内容や、添付される通知類、パンフレット等により内容を審査しています。</p>	<p>学校運営課</p>

第2部会のヒアリング項目

補助事業

No.	対 象	ヒアリング項目	回 答	所 管
8	<p>個別目標Ⅱ-3 未来を担う子どもの、一人ひとりの生きる力を育むまち</p> <p>補助事業11 教育研究会事業補助</p>	<p>①平成17年の「補助金等審査委員会」の指摘事項である「地域との連携」等が、そのまま今回の評価の改革方針欄に記載されている点について、説明して欲しい。また、毎年度の評価理由は何か同じなのか。</p> <p>②今までの自主的な研究が校内研修や新宿区の学校教育に寄与できたのか、区民の目線で理解できる成果を示して欲しい。</p> <p>③職員が自主的に資質向上を図ることと、研究会の運営をどのように調和させているのか。</p> <p>④「私立幼稚園協議会への事業助成」も研修費であるが3/4補助で90万円を計上している。公立幼稚園は51万円であるが、両者の整合性はとれているのか。算定の根拠は。</p> <p>⑤毎年の予算執行率が70%台なのは、審査が厳しいのか、教員の勤務体制が厳しいからか、意欲によるものなのか。</p> <p>⑥小学校の物品購入費とは何か。(要綱では経費配分内容を変更する際、事前承認が必要となっている。)</p> <p>⑦小学校高学年から中学生に学習不適應者がいることをよく聞か、学習指導法新宿方式など、独自の主題に取り組むのも1つの方法ではないか。</p>	<p>①保護者や地域と協力した指導を研究内容としている場合には公開授業を行った事例もありますが、保護者や地域が参加しやすい環境づくりが十分とはいえないため、同じ改革方針を掲げています。また、教員の資質能力の向上を数値として明示し評価することは困難であるので、研究授業や協議会などに参加する教員から、教育技術の交流や指導方法の検討は、自己の授業力の向上に役立っているという感想が寄せられていることから、例年、同じ評価理由としています。</p> <p>②教育研究会では、毎年度、「研究集録」や「研究資料」を作成しています。これらの印刷物には、各部会の研究内容や成果と課題などを取りまとめています。</p> <p>③「自主的な研究」とは、各教科等部会が、研究会という組織として自主的に運営し、研修を実施するものです。研究会の運営は、教員からなる部長が中心となり、年間研修計画を作成し、顧問校長の指導の下に、研究授業や意見交換を行っています。こうした研究会における組織的な研修とは別に、教員は個々の興味や関心のあるテーマについて、研究を行ったり、研修を受講していますが、組織的な研修と個々人の研修とを合わせ、工夫しながら、調和させているものと考えています。</p> <p>④新宿区教育研究事業は、幼児・児童・生徒の確かな学力育成のための研究内容・教育技術に関する主体的な研修及び研究活動等に対する事業補助が目的です。一方、私立幼稚園協議会への事業助成は、新宿区の私立幼稚園は少なく、また規模が小さい園が多いことから、各私立幼稚園が個別に研修を実施するより協議会が実施することで効果的な研修を行うことができるなど、私立幼稚園の教育の振興を図ることを目的としています。このように、補助事業の目的・内容が異なることから、整合性はとる考え方はありません。</p> <p>⑤幼稚園及び小学校教育研究会については、ほぼ全額予算執行していますが、中学校教育研究会は予算執行率が40%前後です。しかし事業計画については、ほぼ実施できていることから、今後は予算額を実態に合わせ精査していくことが必要と考えます。</p> <p>⑥「本部物品購入費」の内容は、小学校研究会の事務局で使用した消耗品購入費(ファイル、封筒等)です。実績報告では当初申請より増額となり、ご指摘のとおり事前承認が必要な場合と考えます。従って23年度以降は執行管理の徹底を図ってまいります。</p> <p>⑦教育研究会では、部会ごとに教育課題を踏まえた独自の研究主題を設定し研究に取り組んでいます。「確かな学力」を育成するために専門性を高め、分かりやすい授業を行うための具体的な指導方法の工夫や開発を行っています。</p>	<p>教育指導課</p>

第2部会のヒアリング項目

補助事業

No.	対 象	ヒアリング項目	回 答	所 管
9	<p>個別目標Ⅱ-5 心身ともに健やかにくらすまち</p> <p>補助事業12 新宿区猫の去勢・不妊手術費助成事業</p>	<p>①補助件数の内訳は。</p> <p>②猫に関する苦情件数の地域別の推移などのデータの提示して欲しい。</p> <p>③予算額の設定はどのような根拠で算出されたのか。また、去勢・不妊手術の実費用はどの程度かかるのか。</p> <p>④平成17年の「補助金等審査委員会」において、「補助金だけで片付く問題ではない」「抜本的見直しが必要」という指摘があったが、その後、指摘事項を踏まえ見直しはどのようにされたのか。</p>	<p>①別紙1で示したように件数は、概ね増加しています。直近の4年間は、1,000件程度で推移しており区民による安定した制度として定着しています。</p> <p>②この度のご質問にお答えするため紙ベースで保存中の調査票を元に区内10地域ごとの苦情状況を平成19年度から平成21年度で別紙2にまとめました。また、保健所では別紙3のような項目で集計しています。苦情総数の増減はあまりありませんが、内容が単純な苦情から地域ねこ活動の取り組みを行うための相談に変わって来ています。このことは、地域別集計表においても伺えます。つまり、地域ねこの取り組みが実践されている地域ほど、猫への関心が高く苦情や相談につながっているのです。さらに、別表4で示したように東京都への猫の引取数は年々減少しており、助成金を利用した猫の去勢・不妊手術数の増加が貢献していると言えます。</p> <p>③新宿区の獣医師会へのアンケートによりメス猫では不妊手術費が平均30,000円、オス猫の去勢手術費が平均15,000円という数字が出ました。そこで、野良猫の助成金については、区がおよそ手術費の30%を負担することを基本としましたので、飼い主のいない猫のメスは、9,000円、オスは5,000円の助成金として平成17年度から定着しています。さらに、飼い猫に関しては、飼い主の責任も考慮して概ね野良猫の半額のメス4,000円、オス2,500円としました。予算総額については、別紙1で示したように区民からの需要に応じて増額してきました。平成19年度から平成21年度の予算額は同一金額の8,760,000円です。執行率は90～80%で推移しており、現状ではこの予算額が区民ニーズに応えるものと考えています。</p> <p>④ご指摘のとおり地域ねこ対策は、補助金だけの事業ではなく次のような取り組みを推進しています。外にいる猫(野良猫、捨て猫、外飼い猫)による、生活環境への影響を防ぎ、猫の繁殖を制限するために、区民との協働事業として対策を進めています。具体的には、餌やり、ふん尿の片付け、去勢不妊手術の実施等を地域で行い、区では、活動のためのチラシ・ポスター・パンフレットの作成、会議の召集と運営、会議室の確保、セミナー・猫の個別相談会の開催、広報による啓発活動等飼い主対策と助成金による支援を行い、人と猫との調和のとれたまちづくりを進めています。</p> <p>さらに、平成20年2月には、区内で地域ねこ活動をする団体や個人の横断的な連絡・連携強化をめざす「人と猫との調和のとれたまちづくり連絡協議会」を設立しました。この連絡協議会の名誉会長には、新宿区長が就任し、会長にはNPO法人「ねこだすけ」の工藤代表が、事務局長には新宿区保健所衛生課長が就任しています。その後、平成21年度実績としては、別紙セミナー資料のとおり、東山吹町会、中落合3丁目地域などに地域ねこ活動が拡大しており、この傾向は現在も続いています。本年7月3日には、角筈地域センターにて「地域ねこセミナー&猫なんでも相談会」を開催したところ53名の参加者が来場し、野良猫に去勢・不妊手術を施し、地域で管理していくというこの事業に対する関心の高さが再確認される場となりました。</p> <p>本年2月に環境省から「住宅密集地における犬猫適正飼養ガイドライン」が出されました。この中に「地域猫」が紹介され、行政による支援や助成の必要性が掲げられています。</p>	<p>衛生課</p>

第2部会のヒアリング項目

補助事業

No.	対 象	ヒアリング項目	回 答	所 管
		<p>⑤地域で管理していく仕組みづくりなど、他の施策との連携を検討することが必要ではないか。</p>	<p>⑤④で回答しましたように、地区協議会や町会と連携し地域ねこ活動の拡大を図っています。特に戸塚地区協議会では、地域課題として「放置自転車」と「野良猫対策」を掲げ、新宿区保健所と綿密に連携して地域ねこ対策に取り組んでいます。また、みどり土木部では、本年3月に出した基本方針の中に、使いやすく安全・安心な公園づくりを進めるために「地域ねこ対策」をとりあげ保健所等と連携して「地域ねこ対策」に取り組むとしています。また、新宿区保健所ではこの基本方針の出る以前から地域ねこ活動をする区内の団体や個人ボランティア等の要請を受け、区立公園だけではなく都立戸山公園や新宿御苑と連携して地域ねこ対策を推進しています。</p> <p>猫には区界は無いとの考えから、渋谷区や中野区のボランティア団体と連携して区界における地域ねこ対策を進めています。さらに、隣接区である、港区、文京区などの地域ねこを所管する部署との連携も進んでいます。本年7月24日には、文京区シビックセンターにて文京区主催の「地域猫セミナー」が開催され、新宿区職員が要請を受け、2名赴き新宿区における「地域ねこ対策」を説明します。さらに、8月には、中野区のボランティア団体、山梨県の要請でそれぞれの地において新宿区における「地域ねこ対策」について講演する予定です。</p>	<p>衛生課</p>
<p>10</p>	<p>個別目標Ⅱ-5 心身ともに健やかにくらすまち</p> <p>補助事業13 夜間往診事業助成</p>	<p>①誰でも夜間往診を受けられるのか。 ②医師会からの実績報告によると、マイナス経費となっているが、マイナス分は医師会による負担となるのか。往診件数が増え、プラスに転じた場合は、医師会の収入となるのか。 ③21年度は減額されているが、利用実績が伸びると医師会の負担が増加するのではないか。 ④高齢化に伴い、昼夜を問わない往診体制の整備は全区民の要望するところであるが、事業実施にあたり、新宿区医師会側の財政的負担が多くある状況で、継続して事業が実施していけるのか。医師会としての財政的要望はないのか。 ⑤21年度の行政監査の指摘を受けて、どのように見直しされたのか。</p>	<p>①新宿区在住で、新宿区医師会に事前登録された方。相談内容によっては、往診にならない場合や病院受診を勧められる場合もあります。 ②概算払いであり、年度終了時に精算を行い、当該年度の支出額から診療報酬等収入額を減じた差額を予算額を限度に補助金額として確定します。従って、赤字が発生した場合は、医師会による負担となります。 ③利用実績が伸びれば、診療報酬により収入が増えます。 ④医師会事業であり、区が判断することではありません。また、医師会から財政的要望は受けていません。 ⑤補助率を要綱に明記しました。</p>	<p>健康推進課</p>

第2部会のヒアリング項目

補助事業

No.	対 象	ヒアリング項目	回 答	所 管
11	<p>個別目標Ⅱ-5 心身ともに健やかに くらするまち</p> <p>補助事業14 妊婦健康診査費助成(里帰り等)</p>	<p>①妊婦健康診査を受ける全体数の中で本体制を利用されている割合は。 ②この制度創設のきっかけは何か。 ③21年度決算は予算を大幅に上回っている。どのように対応されたのか。 ④補助額(8,500円・5,000円等)はどのような根拠で算出されたのか。 ⑤この制度が伸張している理由をどうみているのか。</p>	<p>①約13.5% (里帰り等助成制度申請者数 378件/妊娠届出者数 2807件) ②妊婦健診票は都内の委託医療機関でのみ使用できる。都外の医療機関や助産院など、契約していない医療機関では使用できず、自己負担の健診となるため、※里帰り等出産者の経済的負担を軽減することを目的とし、本制度を設置しました。 (補足)平成19年度は、妊婦健康診査費助成(8万円若しくは2万円)+妊婦検診票前期・後期2回分を助成していました。平成20年度から妊婦健康診査費助成(8万円若しくは2万円)を廃止し、妊婦健診票交付枚数の拡充(14回)を行いました。 ③里帰り出産に伴う助成金の交付実績は予算より大幅に上回りましたが、妊婦健診助成対象者総数は見込内であるため、妊婦健康診査助成金総額には影響がありません。 ④妊婦健康診査の単価は都内共通です。毎年、東京都地域保健事業連絡協議会(五者協議会:東京都、特別区、東京都医師会、町・村、市)にて決定されます。 ⑤本制度は、20年4月1日から開始されました。里帰りに伴う助成金の申請ができるのは出産後、子が一歳の誕生日を迎えるまでの間であり、妊娠届出をし母子手帳の交付を受ける時期と助成金の申請時期には時間差があります。(大多数の妊婦は妊娠11週以内に妊娠届出を出す。例えば、4月に妊娠10週で妊娠届出を出し母子手帳の交付を受け、11月1日に出産の場合、これ以降の申請及び助成をすることになる。)このことから、20年度は助成件数及び金額とも実績が少なく、21年度は実績が増えています。</p> <p>※里帰り等出産者で経済的負担軽減の対象は以下のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・里帰り等により都外の医療機関での受診 ・都内の助産院での受診 ・都内の契約外医療機関での受診 	健康推進課
12	<p>個別目標Ⅲ-1 だれもが互いに 支え合い、安心して くらするまち</p> <p>補助事業18 地区民生委員・児童委員協議会に対する研修補助金</p>	<p>①制度の運営上欠かせない研修で、全員参加との規程であるが、個人負担が1/2ということでのよいのか。他の研修等でも3/4補助という規程もある。 ②参加実績が8割にとどまっているようだが、不参加者へのフォローがなくてもよいのか。 ③平成20年度に予算額が増額されたことで、決算額も増えている。予算額を増額した根拠は何か？また今後も増額する可能性はあるのか。 ④経費をかけないで実施されている地区のノウハウは取り入れられるものか。</p>	<p>①この事業は、民生委員の質の向上を図る目的で、各地区民生委員・児童委員協議会が自主的に企画し実施している研修会への一部を助成するものです。委嘱時の初任者研修を始め、現任研修、専門研修など、制度の運営上欠かせない研修は、対象者全員参加として、東京都及び新宿区が別途実施しています。 ②毎月開催している各地区民生委員・児童委員協議会の定例会における報告によって、不参加者へのフォローがされています。 ③地区民生委員・児童委員協議会は、平成19年12月に7地区から特別出張所を単位とする10地区に変更されました。その結果、予算額が増額になりました。今後の予算増額については、現在、検討しておりません。 ④21年度に経費をかけないで実施された地区は、都内を見学先に実施したため、民生委員・児童委員の活動費の一部で対応し、補助金の申請がされなかったものです。</p>	地域福祉課

第2部会のヒアリング項目

補助事業

No.	対 象	ヒアリング項目	回 答	所 管
13	<p>個別目標Ⅲ-1 だれもが互いに 支え合い、安心し てくらせるまち</p> <p>補助事業19 区 遺族会に対する 慰霊祭運営経費 等補助</p>	<p>①現在の会員数は ②沖縄慰霊巡拝において、4名の予定で、 実績3名の参加であったが、経費は計画ど おりの決算であったのは何故か。 ③平成17年度「補助金審査委員会」で「事 業の抜本的な見直しが必要」との指摘が あったが、この指摘を受けてどのような見直 しを実施したのか。 ④恒久平和を願い運動を引き継ぐことは大 切なことだが、戦後60年ご遺族のご高齢化 で参加が少なくなっている。慰霊祭、慰 霊巡拝、墓園への遺骨お出迎えの運びに ついては、国・都とも相談する時期にきてい るのではないか。</p>	<p>①147名(平成22年7月現在) ②沖縄慰霊巡拝において@80,000×4名=320,000の予算を計上していますが、実績は @107,000×3名=321,000でした。助成金は区内戦没者慰霊祭及びお遺骨お出迎えにも 交付されており、全額で315,000円となっています。 ③新宿区遺族会は、区内戦没者慰霊祭の主催、及び他所巡拝等の参加を通じて戦没者の慰 霊・追悼、ひいては平和社会実現へ向けて真摯に取り組んでいます。こうした活動は区内戦没者 やそのご遺族に対する新宿区の思いに合致するものであり、引き続き補助金の対象としました。 ただし従来の団体運営補助を改め次の3事業のみの事業補助としました。また、対象経費につ いては十分に精査し、補助要綱を策定して補助を実施しました。対象事業：区内戦没者慰霊祭・ 沖縄慰霊巡拝・お遺骨お出迎え ④区慰霊祭等は区長や区議会議員、都議会議員も出席し毎年参加されているご遺族もいます。 ご遺族の意思に基づきこれらの事業を継続していくことで、区内における戦没者家族等に対して 弔意を表わしています。ご遺族の高齢化により区慰霊祭の参加人数は減少傾向にあることから、 今後の方向性については団体とも協議しながら検討していきます。</p>	<p>地域福祉 課</p>
14	<p>個別目標Ⅲ-1 だれもが互いに 支え合い、安心し てくらせるまち</p> <p>補助事業20 障 害児等タイムケア 事業運営助成等</p>	<p>①事業特性から運営にご苦労があったよう だが、これも障害児の放課後の居場所づく りの趣旨に則った運営ができるようになった と評価されている、この間の経過をご説明 いただきたい。 ②23年度から子ども総合センター内で他の 事業と併存することになっているが、この事 業の培われたノウハウの継承に懸念はな いか。</p>	<p>①利用人数の伸びによる事業収入の増(平成19年:2,248人、平成20年:3,556人、平成21年:4,153 人)及び、報酬単価の見直しによる事業収入の増(平成21年度)により、運営の安定化を図ること ができました。 ②同一法人による民営事業として現在と同一形態で移行するので、ノウハウの継承に懸念はあ りません。また、新しい場所に移りますが設計段階から法人の意向を生かし、よりよい運営ができ るようにしていきます。</p>	<p>障害者福 祉課</p>

第2部会のヒアリング項目

補助事業

No.	対 象	ヒアリング項目	回 答	所 管
15	<p>個別目標Ⅲ-1 だれもが互いに 支え合い、安心し てくらせるまち</p> <p>補助事業21 特 別養護老人ホーム 等建設事業助 成 【計画事業31 介 護保険サービスの 基盤整備】</p>	<p>①区外に確保したベット(300床)はどこにあり、その利用実績はどのような状況か。 ②分割補助残額支払いの残年数は。また、支払い終了後も利用が可能なのか。 ③各年度1億円の支出は大きい金額である。300床を活用する基準はどのようなものなのか。 ④過去に建設した施設に対する支払い事業とし、特別養護老人ホーム300床分の確保ができ、効果を自認しているが、待機者の声は入所に対して絶望感が強いように思うが、現実はどうか。 ⑤今後の要介護認定率の推計を見ると、平成21年度11,121人に対し、平成26年度は12,087人に増加する。新宿区高齢者保健福祉計画・第4期介護保険事業計画によれば、特別養護老人ホームの整備は平成21～23年度に1箇所、定員81人としている。当該計画についての成果を明示して欲しい。 ⑥昨今新宿区に1,000人以上の待機者がいるが、この事業の今日の位置づけはどうなっているのか。 ⑦課題として区内での特別養護老人ホームの整備を述べているが、実現可能なのか(第5次介護保険事業計画を視野に入れていいのか)。</p>	<p>①施設の場所及び利用実績については別紙施設一覧のとおり。 ②支払いの残年数については別紙施設一覧のとおり。施設の利用に関しては各施設と協定を結んでいるが、協定期限の定めはありません。そのため支払い終了後も新宿区民は変わらず利用することができます。協定を変更・解消する場合は、区と施設運営事業者との協議によりますが、これまでに協定解消の例はありません。 ③施設の入所基準は、介護保険で「要介護1～5」と認定されている方(入所に当たっては、介護老人福祉施設入所指針に基づき必要度の高い方を優先します) ④特別養護老人ホームの入所については、「新宿区介護老人福祉施設入所指針」に基づいて入所調整を行います。入所の必要性を判断する入所調整基準では、例えば要介護度が重く(要介護3～5)介護者のいない方等が優先される。特別養護老人ホームの申込の有効期間は1年間で、年3回(1月末、5月末、9月末)の基準日毎に、順位を付け直しています。要介護度が重くなる等、待機中にホーム入所の必要性が高まった場合には、次の基準日で優先順位が上がる仕組みとなっています。そのため、申込から数か月で入所するケースもあります。平成22年5月末現在で待機者1268名いますが、その中で入所の必要性の高い要介護4・5の方は約600名です。入所した方で見ますと、待機中に要介護4・5になってから入所までの平均月数は、区内施設で10か月程度、区外施設で6か月程度、区内・区外平均すると9か月程度です。 ⑤矢来町都有地に現在建設中である施設の進捗状況については、平成21年4月に着工し、平成22年12月竣工(予定)、平成23年2月開設(予定)となっています。この施設が開設すると、区内の特別養護老人ホームは7所480床になり、区外と合わせて計983床となります。 ⑥この補助事業は、昭和55年度から、当時の老人福祉施設としての特別養護老人ホームのベッドを区外に確保する仕組みとして実施されたものです。平成12年4月1日の介護保険制度導入に伴い、特別養護老人ホームが介護保険施設に位置づけられたことで、要介護1～5の対象者であれば、施設の所在地を問わず入所申し込みが可能になったため、現在は新たな補助は実施していません。 ⑦区内での施設の整備については、地価の高騰や土地の不足など、「新宿」という大都市特有の問題が大きな課題となっています。今後とも長期的視点に立った的確な事業予測のもとに、その整備の可能性について検討していきたいと考えています。</p>	<p>介護保険課</p>
16	<p>個別目標Ⅲ-1 だれもが互いに 支え合い、安心し てくらせるまち</p> <p>補助事業22 特 別養護老人ホーム 運営助成等</p>	<p>①施設ごとのサービスの格差をなくすための補助の主旨は理解できるが、施設の絶対数が明らかに不足している中で、少しでも入所可能な施設を増やすという選択肢もあるのではないかと。 ②利用者サービス維持向上のための支援(包括分)の内容は、第三者評価の実施費用も含まれているのか。</p>	<p>①特別養護老人ホーム運営助成は、介護保険導入以前に区立の施設として開設した特別養護老人ホームに対して、東京都の補助金制度が適用されないため区が東京都と同様の補助を行うという限定的な助成です。選択肢として入所可能な施設を増やすということについては15の⑦でも述べていますが、新宿という大都市特有の地価の高騰や土地の不足などの課題を踏まえ、長期的な視点での整備の可能性を検討する必要があると考えています。 ②利用者サービスの維持向上のための支援(包括分)の内容は、体制整備・健康管理・地域福祉貢献・退所時支援です。第三者評価の実施費用は、利用者支援サービス維持向上のための支援の中で、包括分とは別に項目を設けています。</p>	<p>地域福祉課</p>

第2部会のヒアリング項目

補助事業

No.	対 象	ヒアリング項目	回 答	所 管
17	<p>個別目標Ⅲ-1 だれもが互いに 支え合い、安心し てくらせるまち</p> <p>補助事業23 サービス評価事 業(福祉サービス 第三者評価受審 費用助成)</p>	<p>①評価制度(必須・任意、受審サイクル等)はどのようなものか。 ②予定件数を17事業所としているのは何故か。17事業所の内訳は。 ③新宿区内で事業展開している事業所の種類と数はどのようにになっているか。17事業所はそのうちの何割にあたるのか。 ④在宅系サービス事業の重要性が増して来ている。そのサービスを提供する業者を利用者が適切に選択できるような判断材料として、評価受審の結果等は実際どの様に活用されているのか。 ⑤受審の際の準備負担が大きいので受審しない業者も多いということだが、100パーセントの補助率で、どの程度まで普及することを意図しているのか。 ⑥経常事業の「福祉サービス利用者支援」とどう関係するのか。</p>	<p>①受審については、地域密着型サービスのうちグループホーム・小規模多機能型居宅介護は原則年1回の受審が介護保険法の運営基準により必須です。それ以外のサービスにおいては、社会福祉法第78条で、自らが提供するサービスの質の評価を行うことが努力義務として規定されています。東京都は定期的・継続的な受審として3年に1回の受審を勧奨しています。 ②21年度は受審が必須の事業所が6所ありました。その他サービス事業所の従来の受審実績を目安に加えた受審事業所数を推計し全部で17事業所としました。 ③区内の介護保険サービス事業所の種類は居宅系、施設系あわせて15種類、地域密着型は6種類で、約360事業所です。そのうち東京都福祉サービス第三者評価システムを使い補助の対象となる受審ができるのは、11サービスの約270事業所で、17件は対象事業所の約6%にあたります。 ④受審の結果は東京保健福祉財団の「とうきょう福祉ナビゲーション」で公表されます。利用する事業所を選択する際に、評価結果が選択の目安になっていると考えています。 ⑤できるだけ多くの事業所が受審するよう普及を進めていきます。 ⑥「福祉サービス利用者支援」は「福祉法律相談等」と「サービス評価事業」をあわせた予算事業名です。</p>	<p>介護保険課</p>
18	<p>個別目標Ⅲ-1 だれもが互いに 支え合い、安心し てくらせるまち</p> <p>補助事業24 介 護福祉士資格取 得費用助成</p>	<p>①区内の施設に勤務する者のスキルアップという趣旨からすれば、全額補助をうけた場合の義務がなくてもよいのか。 ②この制度の利用により、何人が合格したのか。</p>	<p>①本事業の対象要件は区内で1年以上勤務し、今後も同事業所で就労する意思のあるものとしています。 ②22年度当初に行った事後調査の結果では、36名中30名(85%)の方が国家資格に合格したという結果がでています。なお、21年度国家試験の全体の合格率は52%でした。</p>	<p>介護保険課</p>
19	<p>個別目標Ⅲ-1 だれもが互いに 支え合い、安心し てくらせるまち</p> <p>補助事業25 医 療介護支援事業</p>	<p>①その他の支出について、具体的な内容を示してください。利用者が入院したときの空きベッドの保障ですか。 ②予算額は十分ですか？。</p>	<p>①入退院の方の事務処理による超勤手当や研修等の費用など医療処置を必要とする入所者の介護に必要となる経費としています。 ②対象となる施設が限定されており、予算要求時には対象施設の補助上限額で予算を措置しているため予算額は十分です。 しかし、介護保険法の改正等に伴う特別養護老人ホームの状況変化に応じて、補助額を定めていく必要が生じます。</p>	<p>高齢者サービス課</p>

第2部会のヒアリング項目

補助事業

No.	対 象	ヒアリング項目	回 答	所 管
20	<p>個別目標Ⅲ-1 だれもが互いに 支え合い、安心し てくらせるまち</p> <p>保補助事業26 保護司会への事 業助成</p>	<p>①補助金による行事がマンネリ化してないか。広く永年定着している「社会を明るくする運動」であるが、保護司会がパレードを主催する現行方式からそれぞれの地域活動の中でと工夫して行うものへ転換することも良いのではないか。</p> <p>②非行防止や万引き問題など今日的な課題もあり、その活動を教育関係者との連携で行うことなどもその一つではないか。</p> <p>③目的は達成されているとしているが、どのような評価方法を使ってこのような結果を導いたのか。</p>	<p>①新宿大通りでのパレードは、来街者へのアピールのほか、参加団体への啓発を行っていますが、参加する子どもが成長と共に入れ替わるため、広報活動として効果が大いと考えています。また、保護司会は分区ごとに、地域のお祭りや駅周辺での広報活動も行っています。</p> <p>②保護司を学校別担当者制にして、学校との連携を取るよう試みしています。また、更生保護女性会とも連携して、数校の中学校で薬物乱用防止教室の開催を行っています。</p> <p>③パレードの参加人数や参加団体からの意見を把握し、状況の確認をしています。パレード当日は、来街者の様子などから、PR効果が絶大であると判断しています。また、区内大手百貨店が、懸垂幕の掲出や店内放送などで協力し、多面的な運動のPRができています。さらに、保護司会が関るお祭り、駅周辺での広報活動、講演会などに職員が参加し、活動を確認しています。</p>	<p>子ども家庭課</p>
21	<p>個別目標Ⅲ-2 だれもがいきいき とくらし、活躍でき るまち</p> <p>補助事業27 障 害者就労支援施 設事業運営助成</p>	<p>①具体的にどのような形で、この補助金が小規模通所施設の安定的な運営基盤の整備に役立っているのか。</p> <p>②「利用者に支障をきたすことなく運営され…」との記述が年度評価・総合評価になされているが、その意味することは何なのか。</p> <p>③この補助金は人件費と家賃補助のみだが、これで十分なのか。</p> <p>④法定基準以上に補助事業として実施するポイントは何か。</p> <p>⑤前金払だが、年度途中で増額の必要が生じたときは対応可能なのか。</p>	<p>①人件費補助による障害者支援に必要な人員配置の確保と、負担額が大きな家賃を助成することにより安定的な運営基盤が確保されています。</p> <p>②安定的な運営基盤を確保することにより、サービスの質及び内容の維持向上を図ることができました。また、支援員の増配置によりきめ細かいサービスが実施できたということになります。</p> <p>③十分であると考えます。</p> <p>④重度障害者対応や企業就労支援のサービスを十分に提供するためには、法定基準に上乗せをして人員配置をする必要があります。また、新宿区という特殊性から負担額が大きな家賃について助成しています。</p> <p>⑤根拠要綱では、通常、補助基準額の支払のみとなっています。ただし、その他必要性に応じて、別途協議により補助します。</p>	<p>障害者福祉課</p>
22	<p>個別目標Ⅲ-2 だれもがいきいき とくらし、活躍でき るまち</p> <p>補助事業28 障 害者福祉活動事 業助成等</p>	<p>①障害者のニーズに沿ったもので自主的活動に対する助成であり主旨は良いが、対象になる19団体はどのような基準で選ばれるのか。また、21年度までは19団体に助成を行っているが、補助対象となる他の障害者団体は増えていないのか。</p> <p>②個々の障害者のニーズとそれを受け止める各団体との間で運営上の問題がないか、どのようにチェックしているのか。</p> <p>③助成金配分の公平性、補助率3/5の根拠は。</p> <p>④毎年度の執行率が7割前後となっている理由は何か。</p>	<p>①選出基準と補助対象団体の増減 条例施行規則第2条に該当する事業を行っている団体(障害者の自立及び社会参加を促進する目的で行われる事業を実施しています、区内に住所を有する障害者(その家族を含む。)及びその他の区民並びにそれらのものが組織する団体)であれば、すべてを助成対象交付団体としています。</p> <p>②運営上の問題点のチェック方法 実績報告時に、団体側から提出される事業評価シートに基づいてヒアリングを行い、そこで運営上の問題点や参加者の満足度について確認しています。現段階では大きな問題は生じていません。</p> <p>③配分の公平性と補助率3/5の根拠 補助率を定めるにあたって、当初は補助率1/2と2/3で検討していましたが、1/2では安定的な自主的活動を継続するのに不十分であり、また、2/3では予算上新規団体の参入の余剰分を確保できないと判断したため、最終的に補助率3/5としました。</p> <p>④毎年度予算執行率7割前後の理由 実績として、新規参入団体がここ数年ないため、3割程度の未執行額が生じています。</p>	<p>障害者福祉課</p>

第2部会のヒアリング項目

補助事業

No.	対 象	ヒアリング項目	回 答	所 管
23	<p>個別目標Ⅲ-2 だれもがいきいきとくらし、活躍できるまち</p> <p>補助事業29 高齢者クラブ連合会事業助成</p>	<p>①クラブ数や参加人数の推移を教えてください。</p> <p>②平成17年の「補助金等審査委員会」の指摘事項を踏まえ、見直しはどのようにされたのか。</p> <p>③長年に亘り同じ行事を中心に補助金を支出しているが、高齢者のニーズを掴むための努力やその方法は。</p> <p>④団塊の世代の男性の参加への道をどう拓くか、連合会としてコーディネート機能がもたせられないか。</p>	<p>①平成22年度はクラブ数124クラブ、会員数7,131人です。平成21年度は126クラブ7413人、平成20年度は131クラブ7,775人でした。</p> <p>②高齢者クラブの活動についてご指摘をいただいておりますが、趣味活動のみでなく、地域清掃等の社会貢献活動についても、積極的に実施しております。</p> <p>③スポーツ大会では、ゲートボール大会からグラウンドゴルフ大会に変更するなどニーズにあった事業の見直しをしています。一方では福祉大会等、同じ事業を継続することも高齢者のいきがい作りには必要と考えています。</p> <p>④団塊世代も含めた高齢者の参加を促す魅力ある高齢者クラブにしていくため、連合会も危機感を持って努力しています。</p>	<p>高齢者サービス課</p>
24	<p>個別目標Ⅲ-2 だれもがいきいきとくらし、活躍できるまち</p> <p>補助事業30 高齢者クラブバス派遣</p>	<p>①バス何台分の利用料金なのか。</p> <p>②バスに限定した助成であるが、社会情勢やニーズを踏まえ検討する必要はないのか。</p> <p>③連合会主催の行事への参加者は多いとしているが、単位高齢者クラブの役員に偏っているということはないのか。</p> <p>④一般会員の参加はどの程度なのか。</p> <p>⑤クラブ間での公平性の確保は出来ているか。</p> <p>⑥50%を上限としているが残額の自己負担部分の徴求は出来ているのか。</p>	<p>①参加人数により助成額が決定します。参加者30人以上で大型バス1台(上限7万円)20人以上で中型バス(上限4万円)です。</p> <p>②当事業のニーズはまだまだ大きいと考えています。将来的には、社会情勢をふまえた検討も必要と考えています。</p> <p>③一般のクラブ会員の参加も多数あります。</p> <p>④例えば、連合会主催のバス日帰り歩行会には400名近くの参加があり、そのうち一般会員は300名程度と推定されます。</p> <p>⑤従来は1クラブ1回の助成としていました。昨年度から各地区別にクラブ数に応じてバス台数を按分し助成しています。</p> <p>⑥自己負担部分はクラブで集金し、直接バス会社に支払うものであり、区では徴収していません。</p>	<p>高齢者サービス課</p>